

大磯町と神奈川県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

大磯町の行政不服審査会に関する事務について、別紙規約により神奈川県に委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により協議する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

## 別紙

### 大磯町と神奈川県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約（案）

#### （委託事務の範囲）

第1条 大磯町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項に関する事務を神奈川県（以下「乙」という。）に委託する。

#### （管理及び執行の方法）

第2条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、行政不服審査法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）、神奈川県行政不服審査会条例（平成28年神奈川県条例第○号）又は神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（平成28年神奈川県条例第○号）に定めるもののほか、乙の長が定めるところによる。

#### （経費）

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

#### （条例改正の場合の措置）

第4条 委託事務に適用される乙の条例の全部又は一部が改正された場合においては、乙は当該条例を甲に通知しなければならない。

#### （その他必要な事項）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。